

(必要的弁護事件用)

平成 年 () 第 号

弁護人選任に関する通知及び照会

事件名

被告人

被告人は、上記事件について、弁護人を選任することができます。

勾留されている被告人は、弁護人を選任したいが心当たりの弁護士がない場合に、弁護士会を指定して弁護人選任の申出をすることができます(この申出があったときは、裁判所がその旨を弁護士会に通知し、弁護士会では担当弁護士が被告人と面接して相談を受けることとなります。なお、この申出は勾留場所の責任者にもできることになっています。)。

また、貧困その他の事由により被告人の方で弁護人を選任することができないときは、裁判所に請求して、国選弁護人を選任してもらうこともできます。

なお、本件は弁護人がなければ開廷することができない事件ですから、被告人の方で弁護人を選任しないときは、裁判所が国選弁護人を選任することとなります。

ついては、下記について回答してください。回答は、別紙の回答書用紙に記入して(該当箇所に 印を付し、所要事項を記載すること。)、 月 日までに当裁判所に必着するよう返送してください。

記

- 1 被告人の方で弁護人(私選弁護人)を選任するかどうか。
- 2 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないため、裁判所に国選弁護人の選任を請求するかどうか。

注意 (1) 被告人の方で弁護人を選任する場合は、速やかに弁護人選任届を提出してください。

- (2) 国選弁護人の費用は、被告人が有罪の判決を受けたときは、原則として、被告人の負担とされます。ただし、被告人は、費用の負担を命じられた場合、裁判確定後 20 日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日

裁判所

電話

内線

番